

議案第 6 1 号

向日市手数料条例の一部改正について

向日市手数料条例の一部を改正する条例を制定する。

よって、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項
第 1 号の規定により、議会の議決を求める。

平成 2 7 年 8 月 2 7 日提出

向日市長 安 田 守

条例第 号

向日市手数料条例の一部を改正する条例

(向日市手数料条例の一部改正)

第1条 向日市手数料条例（平成12年条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表1中「

住民基本台帳法に基づく住民基本台帳カードの交付	1件につき500円
-------------------------	-----------

」を

「

住民基本台帳法に基づく住民基本台帳カードの交付	1件につき500円
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に基づく通知カードの再交付	1件につき500円

」に改める。

第2条 向日市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表1中「

住民基本台帳法に基づく住民基本台帳カードの交付	1件につき500円
行政手続における	1件につき500円

特定の個人を識別 するための番号の 利用等に関する法 律（平成25年法 律27号）に基づ く通知カードの再 交付
--

」を

行政手続における 特定の個人を識別 するための番号の 利用等に関する法 律（平成25年法 律第27号）に基 づく通知カードの 再交付	1件につき500円
行政手続における 特定の個人を識別 するための番号の 利用等に関する法 律に基づく個人番 号カードの再交付	1件につき800円

」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は平成27年10月5日から、第2条の規定は平成28年1月1日から施行する。

〈参 考〉

向日市手数料条例の一部改正（第1条関係）

新 旧 対 照 表

改 正	現 行																		
別表1	別表1																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">徴収する事務</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>住民基本台帳法に基づく住民基本台帳カードの交付</td> <td style="text-align: center;">1件につき500円</td> </tr> <tr> <td>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に基づく通知カードの再交付</td> <td style="text-align: center;">1件につき500円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	徴収する事務	金額	略		住民基本台帳法に基づく住民基本台帳カードの交付	1件につき500円	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に基づく通知カードの再交付	1件につき500円	略		<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">徴収する事務</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>住民基本台帳法に基づく住民基本台帳カードの交付</td> <td style="text-align: center;">1件につき500円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	徴収する事務	金額	略		住民基本台帳法に基づく住民基本台帳カードの交付	1件につき500円	略	
徴収する事務	金額																		
略																			
住民基本台帳法に基づく住民基本台帳カードの交付	1件につき500円																		
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に基づく通知カードの再交付	1件につき500円																		
略																			
徴収する事務	金額																		
略																			
住民基本台帳法に基づく住民基本台帳カードの交付	1件につき500円																		
略																			

向日市手数料条例の一部改正（第2条関係）

新 旧 対 照 表

改 正	現 行																				
別表1	別表1																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">徴収する事務</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に基づく通知カードの再交付</td> <td style="text-align: center;">1件につき500円</td> </tr> <tr> <td>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に基づく個人番号カードの再交付</td> <td style="text-align: center;">1件につき800円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	徴収する事務	金額	略		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に基づく通知カードの再交付	1件につき500円	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に基づく個人番号カードの再交付	1件につき800円	略		<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">徴収する事務</th> <th style="text-align: center;">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>住民基本台帳法に基づく住民基本台帳カードの交付</td> <td style="text-align: center;">1件につき500円</td> </tr> <tr> <td>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に基づく通知カードの再交付</td> <td style="text-align: center;">1件につき500円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	徴収する事務	金額	略		住民基本台帳法に基づく住民基本台帳カードの交付	1件につき500円	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に基づく通知カードの再交付	1件につき500円	略	
徴収する事務	金額																				
略																					
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に基づく通知カードの再交付	1件につき500円																				
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に基づく個人番号カードの再交付	1件につき800円																				
略																					
徴収する事務	金額																				
略																					
住民基本台帳法に基づく住民基本台帳カードの交付	1件につき500円																				
行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に基づく通知カードの再交付	1件につき500円																				
略																					